

排他的経済水域での洋上風力発電

兼原 敦子

(キヤノングローバル戦略研究所・研究
主幹 笹川平和財団・上席フェロー)

1. はじめに

(1) 洋上風力発電をめぐる世界情勢と日本の現状

本稿は、日本の排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電について、国際法の観点からの検討を目的としている。それに先立ち、「1. はじめに」では、洋上風力発電をめぐる世界情勢や日本の現状を簡潔に確認しておきたい。

諸外国における洋上風力発電の現状については、例えば、次の統計がある^①。“offshore wind energy”として、二〇二四年の発電量は、世界全体では7万9434 MW、アジアは4万3592 MW、ヨーロッパは3万5670 MW、その内EUは2万835 MW、北米は171 M

W、その内米国は171 MW^②である。アジアの43592 MWの内、中国3万9100 MW^③、台湾2963 MW^④、日本290 MW^⑤、韓国136 MW^⑥、ヴェトナム1104 MW^⑦である。世界全体の半分以上を中国が占めており、世界全体の四割強を欧州諸国が占めている。日本は、統計の示されている一八カ国（EUは除く^⑧）の内、八位の発電量である。

二〇二五年二月二八日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画は、洋上風力発電について、次のように記載する^⑨。「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、前述した我が国を取り巻く情勢変化も踏まえ、再生可能エネルギー^⑩を主力電源として最大限

導入する。（傍点筆者）^⑪。

再生エネルギーをめぐる世界情勢については、第7次エネルギー基本計画は、脱炭素化との関連で、次の記載をしている。「国際エネルギー情勢の変化を受け、欧米各国を中心に、野心的な脱炭素目標を維持した上で、エネルギー安定供給を確保するための現実的な取組が進められている。：欧州各国では、ウクライナ侵略以降、ロシアからのエネルギー依存の脱却を目指して、再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの強化や、原子力や水素などのエネルギー供給源の多様化を進めるとともに、：。同時に、欧米各国では、エネルギー安定供給の確保に向けて現実的な取組も進めている。：2023年11月から開催されたCOP28では、2030年までに再生可能エネルギー設備容量を世界全体で3倍、エネルギー効率の改善率を世界平均で2倍へ拡大するといった野心的な取組に加え、原子力、排出削減が困難な分野でのCO2回収・有効利用・貯留などの低減・除去技術、低炭素水素製造を含む、排出ゼロ及び低排出技術を加速させるとの記載が決定文書に盛り込まれる^⑫。」

さらに、同計画は、再生可能エネルギーに係る世界情勢と日本の現状について、次のように述べる。「再生可

能エネルギーは、世界的に発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となっており、導入量が急増している。我が国においても、2012年7月の固定価格買取制度（FIT制度）の導入以降、当時10%であった電源構成に占める再生可能エネルギー比率は2022年度には約22%にまで拡大した。特に、我が国は、陸上の平地面積が小さく、洋上は急峻な海底地形であるなど、地理的制約がある中で、導入容量は再生可能エネルギー全体で世界第6位となるなど、導入が着実に進展している^⑬。」

洋上風力発電については、風力発電に係る「基本的考え方^⑭」として、「風力発電の導入に関し、陸上では、開発しやすい平野部での適地が減少している。また、洋上では、北海道や東北地方などの導入ポテンシャルの高い地域が存在することに加え、陸上に比べて大規模開発が可能となる一方で、欧州に比べて急峻な地形・複雑な地層であるほか、風速が相対的に小さい地点があるなどの日本の地理的特性がある。」としたうえで、洋上風力発電について、「洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速なコストダウンと案件形成が進

展する海外と同様、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」である。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO&M等を通じて雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待される。こうした点を踏まえ、再生可能エネルギー法19に基づく公募制度等を通じて、2030年までに10GW、2040年までに浮体式も含む30GW、45GWの案件を形成することを旨とする。」と記載する。

こうした情勢の中で、日本は、排他的経済水域での洋上風力発電の実施に法的な担保を与えるために、法整備を進めている。

(2) 「海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」

二〇二五年三月七日に、「海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。今年度の通常国会で法案が承認されれば、改正が成立する。これは、以下の経緯をたどった。二〇一八年に制定された「海洋再生可能エネルギーに係る海域利用の促進に関する法律（法律第89号、以下、「二〇一八年再生可能エネルギー法」）について、二四年

の国会に改正法案が提案されたが、継続審議、廃案という経緯を経て、あらためて二五年の国会に改正法案が提案されることになったのである。そして、今次の改正の主たる目的は、EEZにおける洋上風力発電の実施のために、その国内法上の整備を行うことにある。

上記の閣議決定は、法律名を「海洋再生可能エネルギー発電設備に関する法律」に改正することを提案しているが、以下では混乱回避のために、今次の改正案を、「再生可能エネルギー法改正案」、あるいは、明白な場合には、単に「法案」と記す。

二〇一八年再生可能エネルギー法は、内水・領海での洋上風力発電の実施を想定しており、EEZでの洋上風力発電の実施のために、法整備が必要となった。今次の改正の背景を、内閣府総合海洋政策推進事務局・経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局・環境省総合環境政策統括官グループは、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされています。洋上風力発電については、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW、4,500万kWの案件形成目標を掲げる中、現行法に基づく領海及び

内水における案件形成に加え、我が国の排他的経済水域における案件形成に取り組むとともに、海洋環境等の保全の観点から適正な配慮を行う必要があります。（傍点筆者）とする。

この法案につき、本稿では、次の視点から検討したい。筆者は国際法学者であるから、EEZでの洋上風力発電の実施にとって、法的基盤をなすことに関心がある。それは、EEZの国際法上の制度に適合した洋上風力発電の実施をいかにするか、という問題関心である。筆者は、内閣府総合海洋政策推進事務局長の私的懇談会である「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会」のメンバーであった。くわえて、この視点に関連する限りで、日本の海洋政策の視点、とくに、海洋空間計画の視点からの検討も排除しない。というのも、筆者は、二〇一八年から二二年までの六年間、首相任命による総合海洋政策本部参与を務めたので、海洋空間計画に着手するための格好の契機としての洋上風力発電に注目しているからである。それは、とくに、日本が、主権国家として、権利が及ぶ海域面積において世界第六位を誇るのであれば、いかにして国益を最大化するように、広大な海洋を利用す

るかという問題意識である。ましてや日本が海洋大国や海洋立国を標榜するのであれば、「国際法を活用して、いかに日本の国益の最大化をはかるか」という問題意識である。

以下では、国際法としては、主として、一九八二年国際連合海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea、以下、UNCLOS）を参照して、領海やEEZの法制度を簡潔に紹介しながら、検討をすすめる。

なお、用語として、必ずしも厳密な使いわけではないが、日本の国内法や政府文書では「海域利用」が用いられており、そうした文脈では本稿もそれに従っているが、国際法・海洋法では「海洋利用」と表現することが多いため、国際法・海洋法の文脈では、「海洋利用」を用いる。

2. 二〇一八年再生可能エネルギー法にもとづく内水・領海における洋上風力発電

(1) UNCLOS上の海域制度

国際法の一分野である海洋法（the law of the sea）は、近代国際法の生成期から数えても、数世紀を超える歴史

をもつ。海洋法のみならず国際法においても最も有名な論争の一つは、「自由海論 (mare liberum)」対「閉鎖海論 (mare clausum)」の論争である。前者は、海洋は広くすべての国の自由な利用に供されると主張し、後者は、海洋は国の領有下に置かれると主張した。重商主義とそのため自由な海運の要請を時代背景として、自由海論が閉鎖海論を凌駕した。自由海論を反映する海域制度が、公海であり公海自由の原則である。これに対して、おそらくとも一九世紀には、領海として、沿岸国の権利が及ぶ海域と海域制度が成立した。一九五八年には、海洋法に関する四つの条約が成立したが、その二つである領海条約および公海条約が、それぞれの海域を条約上の法制度として成立させた。一九八二年採択のUNCLOSも、これらの二つの海域制度を踏襲している。

UNCLOSは、公海と領海という二つの海域に加えて、主として、EEZ・海峡・深海底といった海域・海底制度を新設し、海域制度を複雑にした。大陸棚と接続水域は、すでに一九五八年の四つの条約により成立していた。

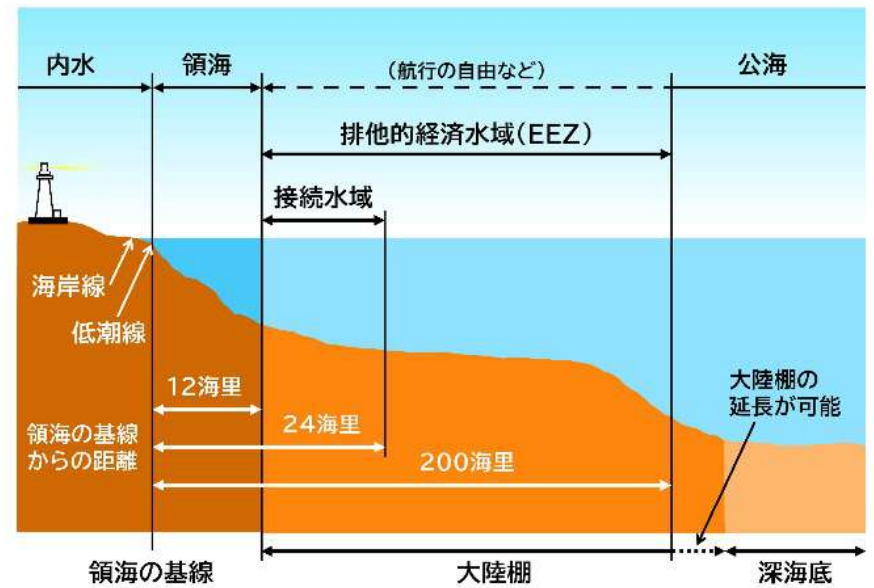
二〇一八年再エネ海域利用法が内水・領海を想定するのに対して、今次の再エネ海域利用法改正案は、EEZ

での洋上風力発電を想定する。そして、内水・領海と、EEZとの海域制度の相違が、まさに、EEZの国際法に適合した洋上風力発電の実施のために、最も重要な点である。まず、内水・領海における洋上風力発電の実施に係る国際法上の課題を簡潔に考察する。

(2) 内水・領海における洋上風力発電

UNCLOSは、領海を沿岸から一二カイリの海域とし、そこには、「原則として」、沿岸国の主権が及ぶ。「原則として」というのは、海上交通の特殊性・必要性により、外国船舶は領海で「無害通航権」という、沿岸国の平和や秩序を害さない限り通航できる権利をもち、沿岸国の主権は、その限りで制限を受けるからである。船舶航行は、必要性和航行の安全のために、なるべく沿岸に近接した海域を航行し、燃料・水・食料等の補給のために、港湾への入港を不可欠とする。そうした海上航行の特殊性・必要性を法に反映したのが、領海における無害通航権の制度である。

UNCLOSは、17-19条で、領海における外国船舶の無害通航権を規定する。無害であれば、外国船舶は、領海を権利として通航できる。どのような通航が「無害



UNCLOSに基づく海域模式図

出典：<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/ryokai/image/yougo/moshikizu.png>

あるいは無害でない」かは、沿岸国と外国船舶の国籍国（「旗国」という）との間で長期間にわたり利益対立と調整が続いてきた問題である。詳細にはふみこまないが、留意すべきことは、①沿岸国として領海で洋上風力発電を実施するに際しては、この無害通航権を害さないように実施する必要があること、②それは、沿岸国と船舶の旗国との間で、海洋法の歴史において長期にわたり利害対立が繰り返されてきた問題に係り、慎重な対処が要請されるということである。

領海に対して、内水では港・湾・河口等であるが、外国船舶の無害通航権はない。その意味で、内水は、沿岸国の主権が完全に及ぶ海域といえる。したがって、内水での洋上風力発電においては、外国船舶の航行との調整の要請はない。

以上により、内水・領海での洋上風力発電については、国際法上の重要な論点は、領海における外国の無害通航権との調整といえる。それゆえに、この点を除けば、二〇一八年再エネ海域利用法が注力しているように、国内における関係者間の利益調整、とくに、洋上風力発電の実施主体と、漁業関係者との間の利益調整が主たる課題となったといえよう。

それでは、EEZはどのような国際法制度であり、ここの洋上風力発電の実施に係る国際法上の課題は何であらうか。

3. EEZにおける洋上風力発電

(1) UNCLOSにおけるEEZの法制度

領海と比較して、EEZは、沿岸から二〇〇カイリまでの海域であり、領海よりかはるかに広大である。二〇〇カイリを超えるその先には、公海が広がる⁽²⁸⁾。

EEZでは、UNCLOSが定める事項についてのみ、沿岸国は権利、すなわち、主権的権利あるいは管轄権をもつ（UNCLOS 56条）。以下、主権的権利と管轄権を区別しないで、権利とする。天然資源（生物資源・非生物資源）の探査・開発、エネルギー生産、海洋環境の保護・保全、海洋科学調査、施設・構築物等について、沿岸国は権利をもつ（56条および60条）。洋上風力発電という海上風力によるエネルギー生産は、沿岸国の権利が及ぶ事項である。また、洋上風力発電や送電ケーブルの周囲の海域に、安全水域を設けることもできる⁽²⁹⁾。

公海では、すべての国が、航行、漁業、海底パイプラ

(3) EEZにおける海洋利用間の利害調整

EEZで洋上風力発電を実施する沿岸国は、次の二つの意味で制限を受ける。第一に、EEZ沿岸国が権利をもつ事項は、UNCLOSにより限定されており、UNCLOSが沿岸国に沿岸国の権利を与えている以外の事項については、沿岸国は、権利をもたない。たとえば、沿岸国は、（沿岸国がそれについて権利をもつ）漁業やエネルギー生産について、国内法を制定してこれらを規律することはできるが、（沿岸国がそれについて権利をもたない）航行や海洋科学調査等について、同じことはできない。

第二に、沿岸国は、自国の権利を行使するときに、外国による自由の行使との抵触がありうるから、それを調整するようにUNCLOSが両者に義務を課している。詳細にみれば、これには、さらに二つの場合がある。一つは、沿岸国がそれについて権利をもつ事項において権利を行使する場合であり、沿岸国がそれについて権利をもたない事項について自由を行使する外国との間で調整が必要となる。たとえば、沿岸国による洋上風力発電の実施と、外国による航行である。二つは、沿岸国も外国も、いずれも自由をもつ事項で、両者の自由の行使の間で調整が必要となる場合である。たとえば、沿岸国によ

イン・ケーブル敷設、海洋科学調査等を行う自由をもち、国際規律に従ってこれを行使する（UNCLOS 87条）。

(2) EEZにおける海域の「機能的分割」

UNCLOSは、海域の「機能的分割」を導入している。単純に物理的に海域が区分される「場所的・空間的分割」とは異なり、「機能的分割」は、事項や機能により海域を分割する。端的にいえば、物理的には同じ海域が、事項・機能によって、法的には異なる処理をうける。洋上風力発電に注目して具体的にみると、EEZでは、洋上風力発電を実施する同じ海域で、一方で、沿岸国が洋上風力発電というエネルギー生産について権利をもつ。他方で、沿岸国が権利をもつ事項以外の事項については、同じ海域で、沿岸国だけではなくすべての国が、航行の自由、海底パイプライン・ケーブル敷設等の自由を、公海におけるのと同じように享受する⁽³⁰⁾。それゆえに、機能的海域分割の結果、洋上風力発電を実施するに際しては、同じ海域で諸外国がもつ海洋利用の自由との調整が、不可欠となる。それは、洋上風力発電を実施する沿岸国の国際法上の義務である。

る航行と外国による航行との間の調整である。本稿では、この第一の場合を想定して以下に議論を進める。

(4) 相当な注意 (due regard) を払う義務

UNCLOS 56条3項は沿岸国について、同58条3項は外国について、自らの権利や自由を行使する場合に、他国の権利や自由を相当な考慮を払う義務を課している⁽³¹⁾。EEZでは、沿岸国が洋上風力発電の実施と安全水域の設定の権利をもち、外国は、航行の自由、海底パイプライン・ケーブル敷設等の自由をもつ。沿岸国によるEEZの利用と、外国による利用とは、対等であり、相互に調整を必要とする。それをUNCLOSは、「相当な考慮 (due regard)」を払う義務により調整する。

たとえば、沿岸国は、洋上風力発電施設の周囲に安全水域を設定して、外国船舶の航行の自由を制限したり禁止したりすることはできる。それは、施設の安全のためであると同時に、外国船舶の航行の安全のためでもある。そこで、安全水域を不必要に広くとれば、それは、不必要に外国船舶の航行を制限することになるのであり、「**相当な考慮**」を払う義務の違反として非難をうける⁽³²⁾。

(5) その他のEEZ沿岸国の義務

「妥当な考慮を払う」という一般的な義務に加えて、個別具体的な義務もある。たとえば、洋上風力発電が施設・構造物に該当する場合、UNCLOS 60条の規定に従わなければならない。かつ、安全水域を設定する場合にも、とくに60条5項の規定に従わなければならない。その他、境界未画定海域の関係国が負う義務については、後述する。

以上で、EEZにおける洋上風力発電の実施について、UNCLOSに即して、国際法上の論点を簡潔に考察してきた。最後に、再エネ海域利用法改正案に即しながら、日本の海洋法政策の視点から、洋上風力発電を契機とする海洋空間計画への着手の必要性について論じておきたい。

4. 海洋空間計画とEEZにおける洋上風力発電

(1) 第4期海洋基本計画における海洋空間計画と洋上風力発電との結びつき

第4期海洋基本計画は、四か所で海洋空間計画を記載しているが、それは、次の二つに分けられる。

る規制や利用の実態の整理について、海洋状況表示シス

テム「海しる」における共有・可視化を進める。その上で、排他的経済水域等における他の個別課題への展開や、複合的な海域利用への適用を検討する。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省)(傍点筆者、50頁)とする。

以上より、第4期海洋基本計画は、海洋空間計画について、①二〇一八年再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の促進海域等の設定は、海洋空間計画の一形態であること、②EEZでの洋上風力発電の実施への適用を検討すること、③海洋空間計画は、複合的な海域利用をより適切かつ効果的に推進する取組であることを、明確にしていると解される。

(2) 海洋空間計画の意義や意味

海洋空間計画については、日本の専門家による次の優れた説明がある。それは、多様化・高密度化した海洋の利用形態をふまえて、海岸・沿岸域、さらには、EEZや大陸棚を含む広大な海洋空間の、総合的管理を提唱する。そして、海洋空間計画とは、広大な海域を包括的に捉えて、海域における人間活動の空間的・時間的な配分を行い、海洋の利用と保全を戦略的に計画していくこと

第一に、「第1部 海洋政策のあり方、3. 海洋に関する施策についての基本的な方針、3-1-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針、(3) 海洋におけるDXの推進、イ」で、「海洋データの共有を通じて、我が国独自の海洋空間計画の手法を確立する。その際、これまで日本各地で行われてきている再エネ海域利用法等の定める促進区域等での取組等を海洋空間計画の一形態として適切に位置付ける。それを踏まえ、複合的な海域利用をより適切かつ効果的に推進するための取組を進める。また、海洋データの一元化の観点から、DIAS等との連携も視野に入れ、海洋状況表示システム「海しる」のさらなる活用・機能強化等に取り組む。(傍点筆者、30頁)」と記載する。

第二に、「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、3. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進、(2) 排他的経済水域等の開発等の推進、イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備」で、「諸外国においても導入事例のある海洋空間計画については、その実態の把握に努めるとともに、我が国の海洋空間計画として既に取り組みされている管轄海域における法令の適用によ

であると説明する。

海洋空間計画とは、洋上風力発電・漁業・航行・海洋科学調査・海底パイプラインおよびケーブルの敷設・レジャー等の多様な海域利用について、利益や利害関係の相互調整をはかりながら、どの海域ではどの利用を優先するかという選択と優先順位の決定を本旨とする。計画の主たる目的は、海域利用による利益を最大化することにある。

(3) EEZの国際法制度が要請する海洋空間計画

上記のように、第4期海洋基本計画は、二〇一八年再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の促進海域等の設定を、海洋空間計画の一形態と位置付ける。「促進海域の設定」とは、洋上風力発電の実施海域の選定であり決定である。その選定に際しては、他の海域利用との調整が不可欠である。

二〇一八年再エネ海域利用法は、内水・領海での洋上風力発電を想定する。再エネ海域利用法改正案は、EEZにおける洋上風力発電の実施を目的とする改正である。領海に比べて、EEZは、はるかに広大であり、そこで海域利用は、外国による利用も含めて、はるかに「複

合的」であり「多様・複雑」である。⁽³⁾ それゆえに、どの海域で洋上風力発電を実施するか、どの利用を優先するか、それによりどのように海域利用による利益を最大化するかという海洋空間計画の策定は、国家の意思決定として不可欠である。なぜなら、広大な海域で、複合的に多様な海域利用が展開されるのであり、そこから生み出される利益を最適な方法で最大化することは、国家全体の利益を著しく左右するからである。⁽⁴⁾

そもそも、広大なEEZのどこで、そして、多様・複雑で複合的な利用がある中で、なぜ洋上風力発電を選ぶのか、それらを決定する計画である海洋空間計画を経なければ、その回答は得られないはずである。⁽⁵⁾

上記のように、EEZの国際法制度は、沿岸国にも外国にも「妥当な考慮」を払う義務を課する。⁽⁶⁾ EEZ沿岸国として、海洋空間計画に基づき、洋上風力発電をいかに実施するかの確固たる意思決定こそが、沿岸国である日本のEEZにおける海洋利用に係る意思決定である。それが先行しなければ、つまり、自国が何をしたいのか、どのような海洋利用をしたいのかが明確に意思決定されていないければ、「妥当な考慮」を払う義務は、単なる外国による海洋利用への付度で墮するであろう。⁽⁷⁾

5. おわりに

本稿では、EEZでの洋上風力発電について、国際法の視点からいくつかの論点を簡潔に検討してきた。日本の洋上風力発電の実施が、国際法に適合したものでなければならぬことは、いうまでもない。この点で、再エネ海域利用法改正案では、国際法との整合性について、国際約束の誠実な履行（48条）が、雑則の中に置かれているのみである。⁽⁸⁾

さらに、日本は近隣諸国との間で、EEZについての境界画定は実現していない。UNCLOSは、境界未画定の段階で、関係国の義務を規定する。日本は、そうした義務を履行するとともに、境界未画定により起こりうる緊張関係もにらみながら、EEZでの洋上風力発電を実施する必要がある。⁽⁹⁾

海洋空間計画という日本の海洋政策上の要請は、「妥当な考慮」を払う国際法上の義務の不可欠の前提である。しかも、近隣諸国との海洋境界未画定という事実を照らせば、諸外国との友好関係の維持と促進のためにも、UNCLOSを主とする国際法に従った洋上風力発電の実

施が肝要である。すなわち、一方で、国際法上の義務の履行と、他方で、海洋政策の立案・実施は、不即不離に結びついた、主権国家としての日本が担う課題である。

なによりも、日本は、権利が及ぶ海域面積において世界第六位を誇り、海洋立国を唱えている主権国家であることを、忘れてはならない。

●注

*すべてのURLは、二〇二五年四月二二日に最終閲覧した。

(一)再生可能エネルギーの国際的動向を示すデータとして最も確実性の高いものは、IRENAによるデータとされる。

<https://www.irena.org/Data>、2025年版統計データは、以下のURLを参照。

https://www.irena.org/media/Files/IRENA/Agency/Publication/2025/Mar/IRENA_DAT_RE_Capacity_Statistics_2025.pdf

(二)以下、“o”“u”“e”は、次の意味であると説明されている。

Data has been obtained from a variety of sources, including: the IRENA questionnaire; official statistics; industry association reports; and other reports and news articles. Numbers followed by the letter “o” are figures that have been obtained from official sources such as national statistical offices, government departments, regulators and power companies. The letter “u” follows figures that have been

obtained from unofficial sources, such as industry associations and news articles. The letter “e” follows figures that have been estimated by IRENA from a variety of different data sources. All data from the IRENA questionnaire is presented without any indicator.

Ibid., NOTES TO THE TABLES.

(三)*Ibid.*, p. 20.

(四)Chinese Taipeiと記載されているが、ここでは、台湾とした。

(五)アジア・中国、台湾、日本、韓国、ヴェトナム）、欧州・ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイランド、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、北米・米國である。

(六)<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-1.pdf>

(七)エネルギー安全保障の視点からの抽稿、「安全保障」キヤンクローベル戦略研究所「https://cigs.canon/article/20250212_8639.html」

(八)再生可能エネルギーとは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）<https://law.e-gov.go.jp/law/433AC000000108>」第2条、第1項が次のように規定する。

この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を交換して得られる電気をいう。

「再生可能エネルギー源」の主たるものは、同3項によると、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスである。

(9) 前注6、八頁。

(10) 同上、一二頁。

(11) 同上、二六頁。

(12) 同上、三二頁。

(13) 同上。

(14) 海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案および関連文書〈<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250307001/20250307001.html>〉

(15) 〈<https://law.e-gov.go.jp/law/430AC0000000089/>〉

(16) 本稿執筆中「二〇二五年四月一日」国会参議院で法案が通過した。〈<https://www.sangin.go.jp/japanese/ohoi/kourei/gian/217/meisai/m217080217046.htm>〉

(17) これらの海域の名称および法制度は、国際法による。国際法上の海域区分およびそれぞれの法制度については、後述する。

(18) 前注14参照。

(19) 領海やEEZ等について、国内法も存在する。本稿では、国際法の視点からの検討を行うので、海域に係る国内法についてはふみこまず、国際法の紹介とそれに基づく分析を行う。

(20) 内閣府総合海洋政策推進事務局長の私的懇談会「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会」とりまとめ（令和五年一月三十一日）。〈<https://www8cao.go.jp/ocean/policies/energy/pdf/torimatome.pdf>〉

(21) とくにEEZにおける洋上風力発電を契機とする海洋空間計画への着手の提言については、拙稿、「洋上風力発電を契機とする海洋空間計画」キヤノングローバル戦略研究所、〈https://cigs.canon/article/20250403_8763.html〉、および、インタビュー「洋上風力設置区域EEZに拡大」、公明新聞、二〇二四年三月二

あるのか、それとも、19条2項の列挙は「例示列挙」であり、これに該当しなくても、19条1項の一般規定に基づいて、無害ではない例がありうるのか、という点について見解の対立である。本文で述べたように、日本が領海で洋上風力発電を実施するに際しては、外国船舶の無害通航との関係で、無害性の認定あるいは否定については、こうした見解の対立をふまえて、慎重な対応が不可欠である。

(28) 二〇一八年再エネ海域利用法は、前注15。たとえば、同法の7条2項の四・五、8条5・6項、9条2項の三等が漁業に特に留意した規定である。

(29) 前注25および柳原・森川・兼原、『プラクティス国際法講義第4版』、信山社、二〇二二年、第14章「海洋利用に関する国際法（2）」（兼原執筆）参照。

(30) 洋上風力発電施設や送電ケーブルが、UNCLOS 56条および60条にいう施設や構造物に該当するかという問題があるが、ここではその指摘にとどめる。該当すれば、UNCLOS 60条に基づき、洋上風力発電施設や送電ケーブルの周囲に安全水域を設定することができる。

(31) UNCLOS 58条1項により、公海の自由を規定する87条が、EEZにも適用がある。

(32) UNCLOS 87条2項は、すべての国が、公海の利用の自由を行使する場合には、他国による自由の行使に妥当な考慮を払う義務を課している。UNCLOS 56条と58条にいうEEZにおける妥当な考慮を払う義務について、上記で説明した第二の場合では、沿岸国も外国も、いずれも自由をもつ事項を想定しており、沿岸国も外国も同じ利用の自由を行使する。そこで、両者が抵触しうるのであり、その調整（の義務）は、UNCLOS 87条2項という調整（の義務）と同じ趣旨であるといえる。

○日三画（再掲）〈https://cigs.canon/article/20240507_8076.html〉

(22) 主権国家の二重の側面と、自国の利益の最大化と同時に国際社会の一般利益の実現をはかるべきことについて、拙稿「Double Aspects of Being a Sovereign State: Positive and Passive Aspects」キヤノングローバル戦略研究所、〈https://cigs.canon/article/20240611_8158.html〉

(23) この論争について詳しく簡潔な紹介については、拙稿「Significance of the BENJ Agreement from the Perspective of the Historical Development of the Law of the Sea」〈https://cigs.canon/article/20240510_8073.html〉

(24) その他の二つの条約は、大陸棚条約と漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約である。

(25) 柳原・森川・兼原編、『プラクティス国際法講義（第4版）』、信山社、二〇二二年、第13章「海洋利用に関する国際法（1）」（兼原執筆）参照。

(26) かつ、この点が、海洋空間計画が不可欠であることの最たる理由となるが、それは、簡潔に後述する。

(27) 17条は、無害通航の権利を規定する。18条は、通航の意味を規定する。19条1項は、一般的な規定であり、無害通航を「沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる」と規定する。19条2項は、無害ではない通航について、19の場合を具体的に列挙する。たとえば、武力の行使および武力による威嚇、兵器を用いる訓練や演習、通関・財政・出入国に関する沿岸国法令の違反、故意かつ重大な汚染行為、漁獲活動等である。とくに、19条1項の一般規定と19条2項の具体的な規定との関係という解釈問題が、諸国の見解の相違を導いてきた。19条2項の列挙は、「限定列挙」でありこれに該当しない例は、すべて無害な通航で

(33) 基の洋上風力発電施設の周囲に安全水域を設定するのでなく、多数の施設を集合体のようにみなして、それらの全体を囲む安全水域の設定が、「妥当な考慮」を払う義務に照らして許容されるかは、諸外国の実践をにらみながら判断することになる。

(34) 同項によると、安全水域の幅は五〇メートルを超えてはならない。けれども、UNCLOSは一九八二年の採択であり、その後の船舶の航行速度の進展に鑑みると、船舶による安全水域への侵入等を防ぎ、あるいは、逃亡する外国船舶に対して安全水域内で沿岸国が措置を取るためには、およそ十分とはいえない。Stuart Kaye, *International Measures to Protect Oil Platforms, Pipelines and Submarine Cables from Attack*, 31 *TULANE MARITIME L.J.* 377, 405-06 (2007).

(35) これについて、前注21の拙稿を参照。

(36) 〈https://www8cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku_honbun.pdf〉

(37) 二〇二一年一月に「海洋・沿岸域の総合的権利の実現に向けたアビール第4期海洋基本計画への政策提言」が、日本海洋政策学会・日本沿岸域学会合同アビール委員会により発信された。〈<https://www.jacs.com/03-journal/teigen-tou/2020ap/jacs2021.pdf>〉（日本沿岸域学会のHPにリンクが掲載されている）。

(38) こうした海洋空間計画の手法は、すでに日本も海洋保護区の設定において経験しているといえることについて、拙稿「海洋空間計画：『広くて大きい海』から『閉じた大きな水槽』としての海」へ、運輸総合研究所「運輸総研だより」、2023年夏号、Vol.7, p.3, 〈https://www.jtrior.jp/dayori_07.pdf〉；拙稿「伝統的海洋法への挑戦—国家管轄外の生物多様性（BBN）—

の保存と持続的利用をめぐる」、坂元茂樹・薬師寺公夫・植木俊哉・西本健太郎編『国家管轄外区域に関する海洋法の新展開』、二〇二一年、有信堂、とくに、一八一―二〇頁。

(39) 広大な海域にただちに海洋空間計画を実施することは困難である。それゆえに、EEZでの洋上風力発電を恰好の契機として、海洋空間計画を進めるべきである。この点について、拙稿、『海洋大国』『海洋立国』の国家戦略―洋上風力発電に係る海洋空間計画』、内外情勢調査会『J2TOP』, Vol.192, 一五―一七頁。

(40) 海洋空間計画に関する筆者の見解として、前注21の拙稿に加えて、『海洋基本計画の支柱及び主要施策の提言―第4期海洋基本計画とそれを超えて―』、笹川平和財団海洋政策研究所『海洋政策研究』、第17号(二〇二三年)、とくに、六一―九頁。

(41) 再エネ海域利用法改正案において、洋上風力発電の実施海域の決定に際しての、多様で複合的な海域利用間の調整や海洋空間計画の策定に関わりうる条文例については、拙稿前注21参照。

(42) 再エネ海域利用法改正案では、航路への考慮(38条1項4)があるものの、外国による航行・海洋科学調査・海底パイプラインおよびケーブル敷設などへの考慮については、具体的な規定は見出しにくい。国際法との整合性について、国際約束の誠実な履行(48条)が、雑則の中に置かれているのみである。前注41参照。

(43) 拙稿前注22、pp.47 et seq.

(44) 前注41参照。

(45) EEZについては、74条3項。大陸棚の境界未確定については、83条3項が、同様の規定をおく。

(46) さらに、近年の海底ケーブル・パイプラインの損壊事例の多発に鑑みると、安全水域の設定のみならず、EEZでの洋上風力発電施設からの送電ケーブルの安全も、喫緊の課題となる。